

広島県告示第八百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
コムラ医院	呉市本通二丁目七番一号	平成二年七月三日
さくら診療所	庄原市上原町一八一〇番一号	平成二年八月二六日
第二晃栄薬局	三原市皆実六丁目一〇番一号	平成二年三月二六日
有限会社 ヘルシー薬局	大竹市黒川三丁目一六番一九号	平成二年六月一日
呉共済訪問看護ステーション	呉市西中央二丁目三番二八号	平成二年七月一日